

平成21年度 第1回
神戸市都市計画審議会会議録

平成21年6月3日

平成21年度 第1回 神戸市都市計画審議会

1 日時 平成21年6月3日(水) 午前10時～午前10時50分

2 場所 神戸市役所1号館28階第4委員会室

3 出席委員 (24人)

(1)学識経験者

加藤 恵正	川北 政廣
澁谷 啓	野崎 瑠美
三輪 康一	森津 秀夫
山下 淳	

(2)市会議員

安井 俊彦	浜崎 為司
吉田 基毅	松本しゅうじ
荻阪 伸秀	崎元 祐治
大寺 まり子	平木 博美
北川 道夫	壬生 潤
松本 のり子	金沢 はるみ

(3)国及び兵庫県の行政機関の職員

木下 誠也(代理 廣川 誠一)
五百蔵 俊彦(代理 松本 啓朗)
藤田 登(代理 金月 照幸)

(4)市民

李 静子	太田 徳一郎
------	--------

4 議題

第1号議案 神戸国際港都建設計画特別用途地区の変更について

第2号議案 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について
(兵庫区遠矢浜町)

5 議事の内容 別紙のとおり

1. 開会

加藤会長

ただいまより、平成21年度第1回神戸市都市計画審議会を開会いたします。まず、事務局から委員のご紹介と定足数の確認をお願いいたします。

2. 委員紹介・定足数の確認

井澤参与

本年度第1回目の審議会でございますので、異動などにより新しく委員となられた方をご紹介させていただきます。お手元の委員名簿をご覧ください。

まず、行政機関の職員の委員といたしまして、兵庫県警察本部神戸市警察部長の藤田委員、本日は代理で金月交通規制課長補佐がご出席でございます。

次に、市民委員でございます。李委員、太田委員です。よろしくをお願いいたします。

続きまして、定足数でございます。神戸市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の半数以上の出席により、会議が成立することになっております。委員の総数は27名ですので、定足数は14名となります。本日は、委員24名にご出席をいただいておりますので、会議は有効に成立しております。以上でございます。

3. 会議録署名人の指名

加藤会長

今回から新しく委員として加わっていただいている委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。本日の会議録署名人ですが、川北委員と澁谷委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

4. 議案審議

(第1号議案 神戸国際港都建設計画 特別用途地区の変更について)

加藤会長

それでは、議案の審議に入りたいと思います。本日は、2件の案件を審議いたします。第1号議案 特別用途地区の変更について、事務局から説明をお願いします。

三島計画課長

議案(計画書)の3ページをお開き下さい。議案(計画図)は1ページをお開き下さい。第1号議案 神戸国際港都建設計画特別用途地区の変更について、神戸市決定です。

お手元には、特別用途地区の指定に関する神戸市の考え方をまとめた、準工業地域内における「特別用途地区」の活用というタイトルのパンフレットをお配りしています。第1号議案については、このパンフレットも用いながら内容をご説明させていただきます。

前面スクリーンをご覧下さい。パンフレットは表紙の裏、ページの中ほどの「用語の説明」をご覧下さい。

まず初めに、特別用途地区の概要についてご説明いたします。特別用途地区は、都市計画法に定める地域地区の一つで、地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、用途地域を補完して定める地区です。特別用途地区は、用途地域の指定があるところに重ねて指定されますが、用途地域の制限内容が都市計画法と建築基準法により全国一律に定められるのに対して、特別用途地区の制限内容は地方公共団体が条例で定めます。

続きまして、特別用途地区の指定に至る経緯についてご説明いたします。パンフレットは1ページ上段をご覧下さい。

人口減少・超高齢社会を迎えた現在、今までの人口増加に伴う市街地の拡大を前提とした都市計画のあり方を転換し、都市機能の無秩序な拡散に歯止めをかけることにより、高齢者も含め多くの人々が暮らしやすいコンパクトなまちを実現していく必要があります。

このため、平成18年に都市計画法が改正され、広域から多くの人を集め道路などのインフラや周辺環境に大きな影響を与える大規模集客施設について、無秩序な立地を抑制することで、まちづくりの観点から適正な立地を確保することになりました。都市計画法の改正のポイントは4つありますが、その一つとして大規模集客施設の立地制限があります。

大規模集客施設とは、劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗、飲食店、展示場、遊技場などの建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が1万㎡を超える施設のことを指します。

法改正以前は、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域の6種類の用途地域において大規模集客施設の立地が可能でしたが、住環境の保護を目的とする第二種住居地域や準住居地域、工業の利便を増進する工業地域において、大規模集客施設が無秩序に立地すると交通が集中することで住環境の悪化や工業の利便に支障をきたすおそれがあるため、これらの用途地域において大規模集客施設の立地が制限されました。その結果、近隣商業地域、商業地域、準工業地域のみが立地可能な用途地域とされました。商業系以外の用途地域である準工業地域は、都市によっては中心市街地に指定されている場合もあり法律による規制の対象外とされました。

しかしながら、準工業地域での大規模集客施設の立地は、都市構造に大きな影響を及ぼすことが考えられるため、各都市の状況に応じて規制を検討することとなりました。

このような国の方針を踏まえ、神戸市においても、平成19年12月に、準工業地域における大規模集客施設の立地について検討を開始する旨の公表を行い、その後、素案の公表・閲覧、意見の募集、寄せられた意見の概要とそれに対する神戸市の見解の公表を行い、市民や事業者の方々の意見を聞きながら検討を進めてまいりました。

それでは、特別用途地区の都市計画案の作成に関する検討内容についてご説明いたします。パンフレットは2ページをお開き下さい。あわせて前面スクリーンをご覧下さい。

まず、用途地域別に見る神戸市内の大規模集客施設の立地状況です。地図上にある黒い点は施設の立地場所を示しております。現在、市内に82施設が立地しており、それらのうち商業系の用途地域に約7割が立地しています。

次に、神戸市における大規模集客施設の出店状況についてご説明いたします。パンフレットは3ページをご覧下さい。あわせて前面スクリーンをご覧下さい。

大型店舗等の出店に当たっては、交通渋滞や騒音などの周辺環境への影響が出ないように住民等の意見も聞き、地域の実情に応じて設置者に適切な配慮を求めるための手続を定めた大規模小売店舗立地法、いわゆる大店立地法が適用されます。この円グラフでは、大規模集客施設のうち物品販売に関する施設の出店状況を示しています。

店舗数のデータを見ると、大店立地法の施行前は赤色、ピンク色で表示している商業系の用途地域への立地が約9割を占めているのに対して大店立地法の施行後においては、商業系の用途地域以外、中でも紫色の準工業地域への出店割合が32%と多くなっていることがわかります。また、店舗面積のデータを見ても大店立地法の施行後、準工業地域の出店割合が40%と急増していることがわかります。

次に、棒グラフでは用途地域ごとに実際の土地利用状況を住居系・商業系・工業系に分類して割合を記載していますが、3段目の準工業地域を見ると約半分の土地が工業の利用となっており、新たな土地の利用に当たっては工場等の操業環境への配慮が必要となります。また、2割以上の土地が住居の利用となっており、さらに住居系の用途地域と隣接している場合も多いことから、第二種住居地域や準住居地域と同様に住環境への配慮も必要であることがわかります。

そこで、神戸市では大規模集客施設の立地については、都市計画法で制限された第二種住居地域や準住居地域、工業地域の用途地域と同様に準工業地域においても特別用途地区の指定とその条例化により制限することで適正に誘導する必要があると考え都市計画の手続を進めてまいりました。

それでは、特別用途地区の議案の内容についてご説明いたします。議案(計画書)の3ページをご覧下さい。

特別用途地区の種類ですが、大規模集客施設制限地区といたします。指定する区域の合計面積は約1,078haです。

位置及び区域は、議案(計画図)の1ページをご覧下さい。あわせて前面スクリーンをご

覧下さい。

特別用途地区を指定する区域の位置図です。原則として準工業地域全域に指定しますが、次の区域については特別用途地区を指定いたしません。

まず一つ目が、他の法令により用途規制されている区域です。臨港地区は港湾法、流通業務地区は流通市街地の整備に関する法律、神戸空港区域は航空法と神戸空港条例により用途規制が行われているため、対象外といたします。

二つ目は、商業系の用途地域と一団の商業・業務地を形成していること、駅からおおむね500mの徒歩圏内にあること、4車線以上の道路に接道していること、住居専用地域に隣接していないこと。これら4つの項目をすべて満たす区域については、商業系の用途地域と一団の商業・業務地を形成しており、住環境や工場の操業環境への支障をきたすおそれがないと考えられるため対象外といたします。

特別用途地区を指定する区域は、議案(計画図)に記載しております。

2ページ、東灘区の南部。3ページ、東灘区・灘区の南部。4ページ、ポートアイランドの一部。5ページ、神戸空港島の一部。6ページ、兵庫区・長田区の南部。7ページ、長田区・須磨区の南部。8ページ、垂水区の学園南インターチェンジ周辺、須磨区の地下鉄総合運動公園駅の東側。9ページ、塩屋漁港・垂水漁港付近。10ページ、西区の伊川谷ジャンクション付近、第2神明道路と山陽新幹線沿い、大蔵谷インターチェンジ周辺。11ページ、玉津インターチェンジ周辺、国道175号沿道。12ページ、西区岩岡町の第二神明道路沿道。13ページ、神戸サイエンスパーク、地下鉄西神中央駅の北側。14ページ、神戸複合産業団地の一部。15ページ、北区の神戸電鉄谷上駅の西側。16ページ、岡場駅周辺の一部。17ページ、18ページですが、赤松台、上津台、鹿の子台、八多町の中国自動車道周辺。以上の区域を大規模集客施設制限地区として特別用途地区を指定するものでございます。

なお、今後の手続の流れですが、本日の都市計画審議会の議を経て都市計画決定を行います。建築物の制限内容を条例で定める必要がありますので、条例改正を行い、施行することになります。この特別用途地区の変更について、平成21年3月3日から3月17日までの2週間、縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。以上です。

加藤会長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見ご質問がございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

加藤会長

それでは、お諮りいたします。第1号議案 神戸国際港都建設計画特別用途地区の変更

について、神戸市決定です。原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

加藤会長

ご異議ございませんので、原案のとおり承認し、市長に答申いたします。

次に、第2号議案 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、事務局から説明をお願いします。

**(第2号議案 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について
兵庫区遠矢浜町)**

三島計画課長

議案(計画書)の5ページをお開き下さい。第2号議案 産業廃棄物処理施設の敷地の位置についてご説明いたします。

本案件は、産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、特定行政庁である神戸市長が建築基準法第51条のただし書きの規定に基づき本審議会に付議するものです。議案(計画書)5ページの下の参考に関係条文を記載しております。建築基準法第51条では、都市計画区域内において卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならないとされております。

ただし、特定行政庁が市の都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上、支障がないと認めて許可した場合は、新築や増築をすることができると定められております。

神戸市では、本市が設置する処理施設については都市計画決定を行い、民間事業者が設置する処理施設については特定行政庁の許可とすることとしておりますので、今回、建築基準法第51条のただし書きの規定に基づき本審議会に付議するものです。それでは、産業廃棄物処理施設の設置手続きと計画内容につきまして、建築安全課長からご説明いたします。

中川建築安全課長

前面スクリーンをご覧下さい。業廃棄物処理施設の設置手続きについてご説明いたします。

産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、まず、関係部局で構成する立地審査会において、立地条件等の適合状況、隣接土地所有者等の同意等の取得状況、生活環境影響調査の内容等を審査し、都市計画審議会に付議することが適当であると認められた場合、産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、都市計画審議会において都市計画上支障がないかを

審議していただきます。

その後、建築基準法第51条許可を経て、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱に基づき、産業廃棄物処理施設の設置許可及び産業廃棄物処分業の許可の手続きが行われ事業が開始されることとなります。

議案(計画書)の5ページにお戻り下さい。計画内容についてご説明いたします。

名称は産業廃棄物処理施設、位置は兵庫区遠矢浜町、面積は約0.3haです。施設概要はがれき類の破碎施設で、処理能力は1日当たり800tです。建設工事等に伴い発生したがれき類を破碎し、中間処理を行うことにより再生砕石や再生アスファルト用の骨材を製造し再生利用を図るものです。事業者は大林道路株式会社です。

議案(計画図)は19ページをお開き下さい。あわせて前面スクリーンをご覧下さい。

位置図です。敷地は市営地下鉄海岸線御崎公園駅の南にあり、赤色で表示しております。航空写真です。当該敷地から住宅までは、最も近接したところで敷地から約350m離れております。用途地域図です。敷地及び敷地の周辺は工業専用地域に指定されております。土地利用現況図です。赤線で敷地を表示しております。青色で表示しておりますのは工場、赤色は事務所、紫色は倉庫・自動車車庫です。敷地周辺は工場、事務所、倉庫等の土地利用となっております。当該敷地に隣接する土地利用は、北側が生コン工場となっており、東側は靴製造業の倉庫です。また、南側は石油化学製品等の倉庫になっています。

次に、配置図です。敷地境界線を赤線で表示しております。今回、敷地の北東に事務所棟を、南寄りの部分に工場棟を建築し、破碎機等の設備を設置して、がれき類の破碎処理を行うものです。敷地の東側・南側には緑地を設けております。施設平面図です。敷地の北東部分の出入り口よりがれき類を搬入します。搬入したがれき類は敷地の南東部分の処理前物保管場所に保管し、破碎施設で破碎処理した後、敷地の北西部分の処理後物保管場所に保管し車で搬出します。処理工程図です。処理工程を左のフローで示しております。がれき類を搬入し、計量後破碎機に投入し、一定の大きさになるまで破碎を繰り返して再生砕石または再生アスファルト用の骨材を製造するものです。類似施設の写真を添付しております。搬入・搬出ルートです。がれき類等の搬入や製品の搬出は、都市計画道路高松線から図示の市道兵庫南186号線を通ることとなります。

議案(計画書)の5ページをご覧下さい。理由ですが、当施設は建設工事等に伴い発生したがれき類を破碎する設備を設置し、中間処理を行うことにより再生砕石や再生アスファルト用の骨材を製造し再生利用を図るものです。当敷地は、臨海部の工業専用地域に位置し、周辺は工場等の土地利用となっており、都市計画上支障がないと考えられるものです。

また、事業者は、神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱に基づき生活環境影響調査を実施するとともに、当敷地に隣接する土地・建物所有者、占有使用者及び自治会から設置について同意書等を取得しております。

続きまして、立地審査会での審査経緯、生活環境影響調査結果の概要、周辺同意取得状

況につきまして環境局からご説明いたします。

笠原事業系廃棄物対策室主幹

前面スクリーンをご覧下さい。立地審査会は、平成21年3月13日に開催し、立地禁止区域に該当していないことを確認しております。あわせて生活環境影響調査実施計画の内容について審査し、また、周辺同意等の取得範囲についても神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱に適合していることを確認しております。これを受け、事業者に対し敷地の位置が立地条件に適合していることを通知しました。

次の手続として、事業者は産業廃棄物の処理に係る申出書を作成し、関係部局に説明を行い関係法令の適合状況等について、関係部局より回答を得ておりこの回答の提出を受けました。あわせて、事業者が生活環境影響調査を実施し及び周辺同意等を取得したことを受けて、平成21年4月17日に立地審査会幹事会を開催しこれらを審査した結果、適切であることを確認しましたので、建築基準法第51条許可申請の手続きに入ることを承認いたしました。

続いて、生活環境影響調査結果の概要についてご説明いたします。施設を設置することによる周辺生活環境影響項目につきましては、環境省の指針である廃棄物処理施設環境影響調査指針に基づき大気質、騒音、振動の3項目について調査を実施しました。調査の結果についてですが、まず、大気質については施設の稼働によって生じる粉じんを予測しました。施設の稼働に伴って発生する粉じんは、 0.15 から 0.73 mg/m^3 であり、環境保全の目標として定めた県条例値の 1.5 mg/m^3 を下回っております。

また、施設の搬入・搬出車両により発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について予測しました。なお、施設の搬入・搬出車両は1日当たり120台と推計し、従業員の通勤車両7台と合わせて、往復で1日当たり254台が通行したときの予測としております。

調査の結果ですが、二酸化窒素は 0.0512 ppm であり、環境保全の目標として定めた環境基準の 0.06 ppm を下回っております。浮遊粒子状物質は 0.0702 mg/m^3 であり、環境保全の目標として定めた環境基準の 0.1 mg/m^3 を下回っております。

次に、騒音についてですが、施設稼働による影響の予測結果は敷地境界、直近事務所とも 63 dB であり、敷地境界での環境保全の目標として定めた規制基準値の 70 dB 、直近事務所での環境保全の目標として定めた環境基準値 65 dB をいずれも下回っております。搬入車両による騒音影響について、環境保全の目標として定めた環境基準値を 65 dB に設定しておりますが、現況の騒音レベルが 67 デシベルで、予測結果も 67 dB となっており、搬入・搬出車両による影響は軽微であると評価しております。

振動についてですが、施設稼働による予測結果は、敷地境界で 41 dB 、直近事務所でも 40 dB であり、敷地境界の環境保全の目標として定めた規制基準値 65 dB 、直近事務所の環境保全の目標として定めた振動感覚閾値の 55 dB をいずれも下回っております。

交通量について、搬入車両台数は往復で1日当たり254台であり、都市計画道路高松

線の現況交通量約2万5,000台の約1%,搬入道路の市道兵庫南186号線の現況交通量約6,600台の約4%であり,いずれも影響は軽微であると考えております。

最後に,周辺同意の取得状況です。神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱に基づき,敷地境界から100m以内の範囲に存在する自治会は,遠矢浜町で構成する遠矢浜自治会だけです。遠矢浜自治会に対しては,施設の事業計画等を説明し,同意を取得し協定を締結しております。また,敷地に隣接する土地・建物所有者から同意を取得し,土地建物の占有使用者からは同意を取得するとともに協定を締結しております。

加藤会長

ただいま事務局から説明がありましたが,ご意見ご質問がございましたらお願いいたします。

金沢委員

まずこの処理施設へ持ってきたがれき類というのは処理前物保管場所に保管されるということですが,この容積は最大どのぐらいにしているのかということ,高さについてもどの程度までにされるかということ,それから保管期間は何日ぐらいかということについてお聞きします。また,粉じん防止についてどのような対策がとられるのかということと,排水の処理方法についても教えていただきたいと思います。

笠原事業系廃棄物対策室主幹

まず排水の処理方法ですが,工場排水はここからは基本的に出てまいりません。ただ,雨が降りますので,油水分離槽というものを設けまして油が流出しないように雨水対策をしております。防じん対策ですが,建屋構造にしており,ここに破砕機とスクリーンがございまして,ここに集じん機もつけております。保管場所ですが,処理前,処理後保管場所につきまして散水装置を設けます。敷地周辺ですが,北側部分に6mの塀,それから東側部分に8mの塀,それから南側部分に6mの塀,それからこちらは海になりますが,既設護岸が5.5mございます。そういう形で粉じんが飛散しないように周囲を囲む,三段階の防止対策でございます。それから保管場所ですが,容積が最大約3,000 m^3 ,高さが最大7mです。

加藤会長

保管期間については。

笠原事業系廃棄物対策室主幹

法的には70日まで認められておりますが,1日800tということですので,約500 m^3 で割り戻しますと6日分ぐらいでございます。

金沢委員

高さが最大7mとおっしゃいましたが,塀は6mということで,それは大丈夫なのでしょうか。それから,粉じん防止の散水装置をつけられるということですが,これは外に流出しないと考えていいのでしょうか。

笠原事業系廃棄物対策室主幹

最大の高さというのは法律で決まっております、一定の勾配で安定して積み上げます。周辺の高さについては、法律上特に規定はございません。ただ、7mということのを考慮し、6mないし8m程度の高さで防止し、事業者がそのようにしているという状態です。それから散水した水の流出についてですが、粉じんのバグフィルターというもので集じんし、そこで非常に細かいものまでとられます。また、周辺側溝を設けておりますので、雨や散水した水は、周辺側溝を通りまして、油水分離槽というところで濁り水と、もし油があれば油も取り除き放流いたします。

金沢委員

懸念しますが、やはり搬入する時と搬出するときの粉じんの問題です。北区の藍那の方に中間処理施設がございまして、昨日そちらの方を通りましたが、搬出する時の粉じんが道路の方に出ておりすごかった。ですので、そういう点での対策を十分にとっていただくように、ぜひお願いします。

松本のり子委員

近隣の自治会と同意、協定書を結ばれたということをお聞きしましたが、この協定書の内容をお聞きしたいと思います。また、先ほどの粉じんの件に関連してですが、近くに中学校があり、隣に公園があり、また公園では野球などもしていると聞いていますので、粉じんに対して地域の方たちからの意見が結構あるのではないかと思いますので、教えてください。

笠原事業系廃棄物対策室主幹

まず協定ですが、遠矢浜自治会と結んでおられます。粉じんにつきましては、協定の中で年に2回測定するということをお知らせしております。その他の項目につきましては、法令により測定していくということです。さらに法令で定められた規制基準値を守るということで、粉じんについては 1.5 mg/m^3 の規制基準値を守っていただくということで協定を結ばれております。

加藤会長

中学校等もあり近隣で粉じんの心配をされているご意見はあったのかという点については。

笠原事業系廃棄物対策室主幹

特にお伺いはしておりません。遠矢浜自治会と協定をとられたという、要綱上の書式が整っておりますので、手続きに入らせていただいております。

松本のり子委員

自治会等ではそういうお声をお聞きしていないということですが、中学校のPTAの方たちは結構心配されているのではないかと思います。北側に6mの塀があるとはいえ、ただ散水しているだけで、本当に風の強い日であれば、すぐ北が中学校ですし、親たちの声

も聞いていただき、もし声があれば業者との話し合いにさせていただきたいということを要望いたします。

李委員

本日、初めてこういう席に出席させていただきましたが、あくまでも紙面上の説明で、本当はこの審議会へ来るまでに現場へ連れて行って欲しかったと思います。そして、現在の住環境の状態を見てからこの場所に座っていれば、色々なお話もできたのではないかと。ただ後で賛成するのみだけの状態で、市民に対して申し訳ないと思っております。今後は現場へ連れて行っていただけませんか。よろしく願いいたします。

三島計画課長

貴重なご意見ありがとうございます。今後は現場へ行く機会を設けたり、行けないようであればスライドなどで周辺の状態が分かるようにさせていただきたいと思います。今回も航空写真などでご説明したつもりでしたが、足りなかったということを反省して今後に活かしていきたいと思います。

加藤会長

大変貴重なご意見だと思います。ただ審議する事項が大変多い場合、すべての場所に視察に行くことは物理的に限界があるというのもまた一方事実ですので、今、事務局から答えていただいたように対応させていただきたいと思います。他にご意見ご質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

加藤会長

それでは、お諮りいたします。第2号議案 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

加藤会長

ご異議ございませんので、原案のとおり承認し、市長に答申いたします。

以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。

それでは、これをもちまして閉会とさせていただきます。